

王政復古の憲法 (一) 訳

山本浩三

ナポレオンの軍事的敗北から、ルイ一八世の即位までにはかなりの曲折があった。フランス国民は、ナポレオンの戦争と征服政策には疲れていたが、ナポレオン個人にはあいていなかった。とくに、軍隊と田舎では、彼の人気は絶対であった。一方、ルイ王家の人びとの名前は、シナの皇帝の子供の名前以上には知られていなかった(シャトオブリヤン)ほどだから、ルイ十八世の存在たるやおぼろげなものだった。

一八一四年三月三十一日のひる、ロシア皇帝とプロシヤ王はパリに入城した。フランス国民は、皇帝アレクサンドルが、マリ・ルイズの摂政を承認するだろうと期待していたが、午後四時ごろから貼りはじめられた宣言は、その期待をうらぎった。これには、タレーランの策謀がはずかっていたのである。

「連合国の軍隊は、フランスの首都を占領した。
連合国の主権者は、フランス国民の希望を迎える。

連合国の主権者は、宣言する。もし、ボナパルドの野心を束縛することが問題であるときに、平和の諸条件がより強力

な保証を含まねばならないならば、賢明な政府への復帰によって、フランス人じしんが安寧の保証を提供するときに、平和の諸条件は、もっと好ましいものになる筈である。

連合国の主権者は、それゆえ、つぎのことを布告する。連合国の主権者は、ナポレオンとも、その家族のだれとも、もはや条約を締結しないだろう。

連合国の主権者は、正統な国王の下に存在していた古いフランスの全体を尊重するだろう。連合国主権者は、ヨーロッパの幸福のためには、フランスが偉大であり、かつ強力であることを必要とするという原則をつねづね公表しているの

で、それ以上のことをさえることができる。
連合国の主権者は、フランス国民がみずから作る憲法を承認し、かつ保障するだろう。連合国主権者は、したがって、元老院に、行政の必要に任じることができ、かつフランス人民に気に入る憲法を用意することができ、臨時政府を、指命することを促す。

朕が、言明したところの趣意は、すべての連合国と共通のものである。
アレクサンドル

一八一四年五月三十一日午後三時 パリー

四月一日、元老院が、タレーランによって召集された。元老院の使命は、つぎの三問題を決定することであった。

第一は、臨時政府の任命である。

1 行政の必要に任じ、かつフランス人民の気にいることができる憲法草案を元老院に提出することを命ぜられる

臨時政府が設けられるだろう。

2 この政府は、五人で構成されるだろう。

という元老院決議が、この問題を解決した。そして、政府は、タレーラン、ビュルノンヴィル將軍、ジョクール伯の三人の元老院議員と参事院評定官のダルベル伯とブルボン王朝を代表するモンテスキュー僧院長の五人で構成された。

第二は、ナポレオン皇帝の廃位である。元老院は四月三日のつぎの内容の命令で、これを議決した。

第一条 ナポレオン・ボナパルトは、帝位を喪失し、かつその家系内の世襲権は、廃止される。

第二条 フランス人民と軍隊は、ナポレオン・ボナパルトに對する忠誠の宣誓から解放される。

第三条 この命令は、教書によつて、フランスの臨時政府に伝えられ、ついですべての県と軍隊に送達され、かつすぐに首都のすべての区において布告される。

この命令の前文に、ナポレオン皇帝の廃位の理由として、かれの憲法違反が指摘されているが、その憲法違反に元老院が同意したことゝの責任については、もちろん反省されてはいない。

元老院は、つづいてタレーランの教唆により、多数で、ブルボン王朝の復興を承認したが、しかし、国王は、國民の代表者の意志によつて王位に迎えられ、國民の代表者によつて可決された憲法を承認し、かつ宣誓したのちに、フランス人の國王となるものであった。

第三は憲法制定である。元老院は、共和制十年テルミドール

王政復古の憲法 (一)

一六日(一八〇二年八月四日)の憲法第五四条「元老院は、元老院令によつて、1 植民地の憲法、2 憲法によつて予見されずかつ憲法の発展に必要なすべてのことを定める。3 元老院は、異つた解釈を生ぜしめる憲法の条文を説明する」により憲法制定権があると主張された。しかし、憲法草案の起草は、アレクサンドルの宣言でも、元老院の決議でも、政府に委ねられていた。そして、政府は、つぎの六原則に基いて憲法草案を起草することを元老院から要求された。

- (1) 元老院と立法院が、投票と意見の自由を保証するために必要となる変更をのぞいては、計画されている憲法の全体を形成する部分であると宣言されること。
- (2) 軍隊および退役の將校と兵士、恩給を与えられている寡婦と將校は、彼らがついてる階級、名誉および恩給を保つこと。
- (3) 公債についてのいかなる侵害もないこと。
- (4) 国有財産の売却は維持され、これを取消することができないこと。
- (5) いかなるフランス人も、彼が表明することができた政治的意見のために搜索することができないこと。
- (6) 信教の自由と良心の自由と出版の自由は、この自由の濫用により起りうる犯罪の法律による抑圧をのぞいては、維持されること。

そこで政府は、ルブラン、バルブ・マルボワ、デスチュ・ド・トラファンシー、エメリーとランプレヒからなる委員会に憲法

草案を起草させたが、モンテスキューなどの反対があつて、政府内では全員一致で憲法案が承認されなかつたので、タレーランは、これを元老院に提出し、元老院は、四月五日にウイマル、ガラ、ランジュイネ、ファールブル、コルニユ、グレグワールとアブリイアールの七人からなる委員会を指命し、その委員会は、四月六日の朝、その憲法案を検討し、同日、報告書を元老院に提出し、元老院は、全員一致でこれを可決した。立法院は、四月七日にこれに同意した。このようにして、「元老院憲法」とよばれる四月六日のフランス憲法が成立した。

この憲法は、主に、元老院議員の地位の保全をはかるものであつたから、はじめから世論の反抗をうけ、元老院の卑劣な行為と貪欲を非難する多くのパンフレットがあらわれたほどである。人びとは、この憲法を「年金憲法」とよんだとモンテスキューは国王への手紙の中で書いている。立法院も心からの同意をこの憲法によせていたのではなかつた。また、国王支持者は、憲法によると、ルイ・スタニスラス・グザヴィエ(ルイ一八世)が、ルイ一七世の死によって当然に王位を継承するのではなく、人民の意志によって王位に迎えられることになり、さらに国王となるためには、宣誓と署名を必要とされていることを不満としていた。連合国のなかでも英国は、アレクサンドル皇帝の息のかかつたこの憲法には好意をしめさず、ルイ一八世のパトロンとなつていた。

それよりさき、ブルボン家再興のために身をくだしていたヴァイトロール男爵は、ルイ一八世の弟アルトゥワ伯(のちのシャ

ルル十世)を、ひとまずパリに帰還させ、四月一四日の元老院令で、国王代理官 (Lieutenant général du royaume) の資格で彼にフランス臨時政府を託させることに成功した。

一方、英国のハートウエルで保養していたルイ一八世は、待ちこがれていた王位への復帰が許されたので、「元老院憲法」の承認宣言の準備をしていたところ、アルトゥワ伯の使者が到着し、その説得で宣言をとりやめ、四月二四日、沈黙のままドーヴァ海峡を渡つた。

フランス国内では、日ましに「元老院憲法」に対し賛意を表明する裁判所、県会、市長などがあらわれてきたが、人民のこの憲法に対する反感は根強いものがあり、国王の沈黙は、しだいに政情の不安をかもしだしていた。

五月二日夕方、サン・トゥアン城に入った国王は、ついに英国と立法院を味方に、ロシアと元老院を相手にして宣言をだすことに決心した。一八一四年五月三日の官報は、この宣言を公表した。これが「サン・トゥアンの宣言」とよばれているものである。

一八一四年四月六日のフランス憲法

第一条 フランス政府は、君主制であり、嫡長の順序により、男系の男子が、これを継承する。

第二条 フランス人民は、自由意志により、フランスの王位に、前国王の弟ルイ・スタニスラス・グザヴィエ・ド・フランスを迎え、彼のあとに、年長の順により、他のブルボン家

の人びとを迎える。

第三条 旧貴族は、その称号を回復し、新貴族は、その称号を世襲的に保有する。レジオン・ド・ヌール勲章は、その特権をともなうて存続される。国王は、授勲を決定する。

第四条 執行権は、国王に属する。

第五条 国王と元老院と立法院は、協力して法律を制定する。

法律案は、元老院と立法院にひとしく、提出することができる。

租税 (contributions) にかんする法律案は、立法院にしか提出することができない。

国王は、適当と判断する案件を検討するよう、両院にひとしく促すことができる。

国王の裁可は、法律の補充のために必要である。

第六条 元老院議員は、一五〇人以上、二〇〇人以内である。

元老院議員の職は、終身であり、かつ嫡男により、男系の男子によって世襲される。元老院議員は、国王によって任命される。

現在の元老院議員は、フランス市民の資格を放棄する者を除いては、維持され、かつこの定員数の部分となる。元老院の現在の基金 (dotation) と元老院議員の世襲財産権は、元老院議員に属する。その収益 (revenus) は、元老院議員のあいだにひとしく分配され、かつその相続人に譲られる。

元老院議員が、直系の男子の後継者なしに死亡する場合は、その配当分は、国庫に返還される。その後任命される元老院議員は、この基金の収益の分配にあずかることはできない。

元老院議員は、この基金の収益の分配にあずかることはできない。

第七条 王家の皇子と皇族は、当然に元老院議員となる。

元老院議員の権限は、成年に達したのちにしか行使することができない。

第八条 元老院は、とり扱う案件の討議が公開されねばならない場合、又は秘密に行われねばならない場合を決定する。

第九条 各県は、立法院に派遣していたと同数の議員を立法院に任命する。最後の停会の際に立法院に議席を有していた議員は、その交代までひきつづいて議席を有する。すべての立法院議員は、その報酬を保持する。

今後、立法院議員は、選挙民会によって直接に選出される。選挙民会は、法律がその組織を変更することができる場合のぞいては、保存される。

立法院議員の権限の期間は、五年と定める。

新選挙は、一八一六年の会期までに行われる。

第十条 立法院は、毎年十月一日に当然に集会する。国王は、臨時に立法院を召集することができる。国王は、同じく、立法院を解散することができる。ただし、後者の場合には、別の立法院が、おそくとも三月以内に、選挙民会によって構成されねばならない。

第十一条 立法院は、討議権を有する。会議は、立法院が、みずからを全員委員会に構成することを適当と判断する場合は、のぞいて、公開される。

第十二条 元老院、立法院、選挙民会および郡議會は、おのこの内部で、その議長を選出する。

第十三条 いかなる元老院議員又は立法院議員も、その所属する議院の事前の許可なしには逮捕することはできない。

訴追された元老院議員又は立法院議員の裁判は、元老院に専属する。

第十四条 大臣は、元老院議員又は立法院議員となることのできる。

第十五条 租税 (impôt) における比例の平等は、当然である。

いかなる租税も、立法院と元老院によって、自由意志で同意されなかったならば、設けることも、徴収することもできない。地租は、一年間しか設けることができない。来年度の予算と前年度の決算は、毎年立法院の会期のはじめに、立法院と元老院に提出される。

第十六条 徴兵の方式と割当は、法律がこれを定める。

第十七条 司法権の独立は、保証される。いかなる人も、その自然の裁判官から分離することはできない。

陪審員制度および刑事事件における弁論の公開は、保存される。

財産没収刑は、廃止される。

国王は、恩赦権を有する。

第十八条 現存の法院と通常裁判所は、維持される。その数は、法律によるの外は、削減することも増加することもできない。裁判官は、治安裁判所裁判官と商事裁判所裁判官をのぞいては、終身であり、かつ罷免することができない。臨時

委員会と臨時裁判所は、廃止され、かつ再建することができない。

第十九条 破毀院、控訴院および始審裁判所は、その内部の裁判官の各空席に対して三人の候補者を、国王に推挙する。国王は、三人のうち一人を選挙する。国王は、法院と裁判所の所長と検察官を任命する。

第二十条 現役の軍人、退役の将校と兵士、恩給を与えられている寡婦と将校は、その階級、その名誉およびその恩給を保持する。

第二十一条 国王の一身は、不可侵であり、かつ神聖である。政府のすべての文書は、一人の大臣がこれに署名する。これらの文書が、法律、公の自由と個人の自由、および市民の権利に対する侵害をふくんでいるあらゆるものに対して、大臣は責任を負う。

第二十二条 信教と良心の自由が、保証される。

第二十三条 出版の自由は、この自由の濫用より起りうる犯罪の法律による抑圧をのぞいては、完全である。

第二十四条 公債は、保証される。

国有財産の売却は、維持され、これを取消すことはできない。

第二十五条 いかなるフランス人も、彼が表明することができた意見又は投票のために、搜索することができない。

第二十六条 すべての人は、あらゆる憲法上の機関に対して、個人の請願書を提出する権利を有する。

第二七条 すべてのフランス人は、すべての文武の官職にひとしく採用されることができる。

第二八条 現存のすべての法律は、合法的に廃止されるまで、効力をもつ。民法典は、フランス人の民法典という題がつけられる。

第二九条 この憲法は、所定の形式で、フランス人民の承認に附せられる。ルイ・スタニスラス・グザヴィエは、「私は、憲法を承認する。私は、憲法を遵守し、かつ遵守させることを宣誓する」と記入する文書によって、彼が、宣誓しかつ署名するとすぐに、フランス人の国王と宣言される。この宣誓は、彼がフランス人の忠誠の宣誓を受ける儀式においてくりかえされる。

一八一四年五月二日の国王の宣言

朕の人民の愛情により、朕の祖先の王位に呼びもどされ、朕が統治することを運命づけられている国民の不幸にかんがみ、朕の第一の考えは、われわれの安寧とその幸福にひじょうに必要なこの相互的信頼を求めることである。

さる四月六日のその会議において、元老院によって提案された憲法草案を注意ぶかく読んだのち、朕は、その憲法草案の基礎はすぐれているが、しかし、ひじょうに多くの条文が、大急ぎで編纂された跡があるので、それらは、現在の形態では国の基本法となることができないと認めた。

自由な憲法を採択することを決心した、朕は、憲法が慎重に工夫されることを望んでおり、かつ改正することを避けられな

い憲法を承認することはできないので、朕は、本年の六月一日までに、元老院と立法院を召集し、朕が、両院の内部から選ばれた委員会とともに作った草案を、両院の前に提出し、かつこの憲法の基礎として、つぎの保証を与えることを約束する。

今日、両院すなわち、元老院と県の代議士によって構成される議院とに分けられて存在している代議政治が、維持される。

租税は、自由意志によって同意される。

出版の自由は、公の平穩に必要な予防をのぞいては、尊重される。

信教の自由は、保証される。

財産は、不可侵であり、かつ神聖である。国有財産の売却は、取消されないままである。

大臣は、責任を負い、立法議会の一院が訴追し、かつ、他の議院が裁判することができる。

裁判官は、罷免されず、かつ司法権は独立である。

公債は、保証される。恩給、階級、軍事的名誉および新貴族と旧貴族が、保存される。

朕が授勲を決定する、レジオン・ド・ヌール勲章は、維持される。

すべてのフランス人は、文武の官職に採用されることができる。

おわりに、いかなる個人も、その意見とその投票のために脅かすことはできない。